

船舶等修繕製造共通仕様書

令和3年4月 改訂版

新旧対比表

大阪港湾局

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
表紙		船舶修繕製造共通仕様書 平成27年8月 大阪市港湾局	船舶 等 修繕製造共通仕様書 令和3年4月 大阪港湾局	組織改正
目次		船舶修繕製造共通仕様書 目次	船舶 等 修繕製造共通仕様書 目次 (改訂に合わせ、項目、ページ数の修正)	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
1-1	第1項 総則 1-1-1 適用範囲	1. この船舶修繕製造共通仕様書(以下共通仕様書という)は、 <u>大阪市港湾局</u> (以下本市という)が請負により施工する船舶の修繕(改造を含む)・製造(以下「修繕」といい、船舶製造の場合は「製造」と読み換えること)に適用する。	2. この船舶 <u>等</u> 修繕製造共通仕様書(以下共通仕様書という)は、 <u>大阪港湾局</u> (以下本市という)が請負により施工する船舶の修繕(改造を含む)・製造(以下「修繕」といい、船舶製造の場合は「製造」と読み換えること)に適用する。	改訂
1-5	第1項 総則 1-1-10 現場発生品	(記載なし)	3. <u>産業廃棄物が少量で、自社で一時的保管し修繕期限以降に処分する場合などは、現場発生品引取証明書を提出するとともに、産業廃棄物の運搬及び処分について許可業者との通年的な契約書の写しや、保管場所への搬入状況写真など、適正に処理することが確認できる書類を添付すること。</u>	改訂
1-7	第1項 総則 1-1-14 施工管理	2. <u>主任技術者</u> (1) 受注者は、 <u>契約書第9条</u> に規定する <u>主任技術者</u> を定め、修繕請負契約後21日以内に「 <u>主任技術者</u> 通知書」を発注者に提出すること。 <u>主任技術者</u> を変更したときは変更後10日以内に提出すること。 (2) <u>主任技術者</u> は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、修繕請負契約後21日以内に「受注者に所属することを証明する書面」届出書を提出すること。 (3) <u>主任技術者</u> は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、履行期限の変更、請負代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 (4) 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち <u>主任技術者</u> に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の	2. 責任者 (1) 受注者は、 <u>修繕契約書第15条及び製造契約書第11条</u> に規定する <u>責任者</u> を定め、修繕請負契約後21日以内に「 <u>責任者</u> 通知書」を発注者に提出すること。 <u>責任者</u> を変更したときは変更後10日以内に提出すること。 (2) <u>責任者</u> は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、修繕請負契約後21日以内に「受注者に所属することを証明する書面」届出書を提出すること。 (3) <u>責任者</u> は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、履行期限の変更、請負代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 (4) 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち <u>責任者</u> に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。	改訂
1-12	第1項 総則 1-1-15 安全管理	8. <u>安全教育及び安全訓練等の実施</u> (1) 受注者は修繕施工中、現場に即した <u>安全教育及び安全訓練等を修繕着手後作業員全員により、月あたり半日以上時間を割り当て、次に掲げる項目から実施内容を選択し安全教育及び安全訓練等を実施させるものとする。</u> <u>ア. 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育</u> <u>イ. 修繕内容の周知徹底</u> <u>ウ. 修繕安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底</u> <u>エ. 修繕における災害対策訓練</u> <u>オ. 修繕現場で予想される事故対策</u> <u>カ. その他、安全教育及び安全訓練等として必要な事項</u> (2) 受注者は、修繕内容に応じた <u>安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、1-1-13に定める施工計画書に記載して、監督職員に提出するものとする。</u> (3) 受注者は、 <u>安全教育及び安全訓練等の実施状況をビデオ・写真及び作業報告書(修繕月報)に記録し報告すること。</u>	8. <u>受注者は現場施工がある場合、修繕施工前に安全ミーティングを実施し、その実施状況を監督職員に提出すること。</u>	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
1-15	第1項 総則 1-1-18 完成検査(検査職員の行う検査)	2. 受注者は、修繕完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (2) 修繕契約書第14条及び製造契約書第12条の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 6. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、本市は修繕契約書第20条及び製造契約書第18条の規定に基づき検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。 7. 5により修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認日までの期間は修繕契約書第18条第2項及び製造契約書第16条第2項に規定する期間に含めないものとする。	2. 受注者は、修繕完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。 (2) 修繕契約書第18条及び製造契約書第14条の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。 6. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、本市は修繕契約書第25条及び製造契約書第20条の規定に基づき検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。 7. 5により修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認日までの期間は修繕契約書第23条第2項及び製造契約書第18条第3項に規定する期間に含めないものとする。	改訂
1-15	第1項 総則 1-1-19 既済部分検査	1. 受注者は、修繕契約書第24条、第26条及び製造契約書第22条、第24条に規定する「出来形部分等」又は「指定部分」について検査を受ける場合には、修繕契約書第20条、第23条及び製造契約書第18条、第21条の規定を準用する。	1. 受注者は、修繕契約書第30条、第32条及び製造契約書第25条、第27条に規定する「出来形部分等」又は「指定部分」について検査を受ける場合には、修繕契約書第25条、第28条及び製造契約書第20条、第24条の規定を準用する。	改訂
1-21	第2項 材料及び施工上の注意 1-2-5 適用法令及び規格等	4. 日本工業規格(JIS)	4. 日本産業規格(JIS)	改訂
1-24	第2項 材料及び施工上の注意 1-2-9 電子図面作成要領	3. ファイル名は、元号(h)年度(2桁)+請求番号(4桁)+pとすること。(全て半角) 【例】平成27年度 請第1234号 の場合 ⇒ H271234p	3. ファイル名は、元号(R)年度(2桁)+請求番号(4桁)+pとすること。(全て半角) 【例】令和3年度 請第1234号 の場合 ⇒ R031235p	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
2-2	第1項 船体部 2-1-4 塗装	<u>(表2-2 塗料の規格)</u>	<u>(巻末の参考頁に移動)</u>	改訂
2-6	第1項 船体部 2-1-4 塗装	<u>塗膜厚測定記録シート(新規塗装)</u>	<u>(巻末に様式が添付されているため削除)</u>	削除
2-7	第1項 船体部 2-1-4 塗装	<u>塗膜厚測定記録シート(塗り替え塗装)</u>	<u>(巻末に様式が添付されているため削除)</u>	削除
2-8	第1項 船体部 2-1-5 船体防食陽極板	1. 防食陽極板は、船舶用として製作されたものとし、形状寸法については <u>表2-7に示す。</u> <u>(表2-7 防食陽極板形状寸法)</u>	2. 防食陽極板は、船舶用として製作されたものとし、形状寸法については <u>特記仕様書による。</u> <u>(巻末の参考頁に移動)</u>	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
3-1	第1項 船体部 3-1-2 塗装	<u>(表3-1 塗料の規格)</u> <u>(2) 船底塗料については有機錫化合物を含有しない製品を使用しなければならない。</u> <u>(3) 塩化ゴム系塗料については四塩化炭素を含有しない製品を使用しなければならない。</u> <u>(4) 塗装色については、一般社団法人日本塗料工業会の塗料用標準色見本帳の色票番号を標準とする。なお、色彩についてはあらかじめ提出される塗装要領図にて監督職員の承諾を得ること。</u> <u>(5) 飲料水タンク内部に使用する塗料は、飲料水用に適した塗装とし、食品衛生法・薬事法等の関係法令に合格した製品を使用しなければならない。</u>	<u>(巻末の参考頁に移動)</u> <u>(項目の削除)</u>	改訂
3-2	第1項 船体部 3-1-2 塗装	2. 施 工 (6) 飲料水タンク内部は<u>塗装完了後</u>、臭気や味覚の異常がなくなるまで水を張り込むなどして飲料に差し支えの無いようにすること。	2. 施 工 (7) 飲料水タンク内部は、臭気や味覚の異常がなくなるまで水を張り込むなどして飲料に差し支えの無いようにすること。	改訂
3-2	第1項 船体部 3-1-2 塗装	<u>3. 塗装仕様</u> <u>(1) 塗装内容</u> <u>塗装内容については次に示す標準塗装仕様A表とB表によるものとし、これらは全て鋼製船舶を標準としたものである。なお、本内容によりがたい塗装内容については、特記仕様書による。</u> <u>(2) 下地処理</u> <u>標準塗装仕様に示す下地処理の程度については下記による。</u> <u>①: サンドブラスト又はショットブラストによる1種ケレンとする。</u> <u>②: スケーリングマシーン等による2種ケレンとする。</u> <u>なお、鋼材についてはショット材を使用しても良いが、溶接による熱損部等は上記と同等の処理のうえジンクリッチプライマ有機系1回を塗布すること。</u>	<u>(項目の削除)</u>	改訂
3-3 3-5	第1項 船体部 3-1-2 塗装	<u>((3) 標準塗装仕様-A)</u> <u>((4) 標準塗装仕様-B)</u>	<u>(巻末の参考頁に移動)</u>	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
3-6	第1項 船体部 3-1-2 塗装	<u>4. 塗装膜厚管理</u> (1) 受注者は、各塗装工程ごとに塗装膜厚の測定を行い、その結果を整理のうえ塗装膜厚測定表(表3-2)を作成して監督職員に提出しなければならない。 (2) 塗装膜厚の測定箇所数は、同一工事の同一塗装系で同一塗装方法により塗装された約 500㎡単位(1ロット)ごとに25箇所(1箇所当たり5点計測)以上を標準とする。ただし、監督職員の承諾があれば工事数量の規模に応じて検査ロットの大きさや測定箇所を増減できるものとする。 (3) 受注者は、下塗り前に塗装膜厚測定を行い、その値を考慮して以後の各層の塗装膜厚測定を行う。 (4) 測定箇所の設定に当たっては、部材ごとの塗装面積及び塗装姿勢を考慮するとともに1箇所当たりの㎡数も参考にして定めなければならない。 (5) 膜厚測定時の塗装膜厚の乾燥状態は硬化乾燥以上とする。 (6) 塗装膜厚の測定器は電磁膜厚計とする。 (7) 1種の素地調整面及び新規塗装の塗装膜厚管理基準値は、「第2章 船舶修繕 第1項 船体部 2-1-4 塗装 表2-4 標準膜厚(参考)」によるものとし、塗装膜厚測定値(5点平均値)の平均値は標準膜厚の90%以上あり最小値は標準膜厚の70%以上で標準偏差については標準膜厚の20%を越えてはならない。 ただし、測定値の平均が標準膜厚以上の場合は合格とする。 (8) 上記の3条件のうち1つ又はそれ以上に不合格の場合は、2倍の測定を行って判断するものとし、標準膜厚値を満足していれば合格で、それでも不合格の場合はその時点で最上層塗料を増塗りした後に再検査する。	(項目の削除)	改訂
3-7	第1項 船体部 3-1-2 塗装	<u>塗装膜厚測定記録シート(新規塗装)</u>	(巻末に様式が添付されているため削除)	削除
3-8	第1項 船体部 3-1-3 諸管装置	<u>4. 配管系統は、用途別に色分け標示テープを貼ること。</u> (表3-3 配管の種類)	(項目の削除) (巻末の参考頁に移動)	改訂
3-9	第1項 船体部 3-1-4 船体防食アルミニウム陽極板	1. 防食アルミニウム陽極板は、船舶用として製作されたものとし、形状寸法については表3-4に示す。 (表3-4 防食アルミニウム陽極板形状寸法)	1. 防食アルミニウム陽極板は、船舶用として製作されたものとし、形状寸法については特記仕様書による。 (巻末の参考頁に移動)	改訂
3-10	第1項 船体部 3-1-7 溶融亜鉛めっき	暴露部における諸管・ビルジ管・木部に接する金具・手摺及びリングプレート類の艀装品は、全て溶融亜鉛めっきを施すこと。ただし、ステンレス製品及び油関係の諸管は除くものとする。	暴露部における諸管・ビルジ管・木部に接する金具・手摺及びリングプレート類の艀装品は、全て溶融亜鉛めっきを施すこと。 <u>溶融亜鉛めっきについてはJIS H 8 641 HDZ55以上とする。</u> ただし、ステンレス製品及び油関係の諸管は除くものとする。	追記
3-12	第2項 機関部 3-2-1 工場試運転	<u>2. 主機関・補機関については、監督職員が指示したシリンダ部分のシリンダーヘッドを開放のうえピストンを抜き出し、吸排気弁、ピストン、クランクピンメタル等が確認できるようにすること。</u> <u>3. 上記の結果、何らかの異常が認められた場合は、製造会社の責任において部品の交換を行い、最良な状態で納品を行うこと。</u>	(項目の削除)	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
3-12	第2項 機関部 3-2-2 機関艙装	<u>3. 排気管・消音器に使用する防熱材は、セラミックファイバー系のものを用いること。</u>	<u>(項目の削除)</u>	改訂
3-13	第3項 電気部 3-3-2 予備品、用具及び 装備品	1. 予備品 各機器の標準的な予備品については <u>表3-6による。</u> <u>(表3-6 予備品表)</u>	1. 予備品 各機器の標準的な予備品については、 <u>特記仕様書による。</u> <u>(巻末の参考頁に移動)</u>	改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
	修繕請負契約書 製造請負契約書	修繕請負契約書(H27.6月現在版) 製造請負契約書(H27.6月現在版)	修繕請負契約書(R2.4月現在版) 製造請負契約書(R2.4月現在版) 前払金に関する特約条項	約款等改訂

項	行または項目	現行	改訂	主な説明
	全ての提出様式	(宛名) 大阪市長 様 <u>大阪市港湾局長 様</u> 大阪市契約担当者 様 (組織名) <u>大阪市港湾局</u> <u>港湾局</u> 大阪市 (年度・年月日) <u>平成 年度</u> <u>平成 年 月 日</u> [<u>港湾局</u> 記載欄] <u>主任技術者</u>	(宛名) 大阪市長 様 <u>大阪港湾局長 様</u> 大阪市契約担当者 様 (組織名) <u>大阪港湾局</u> <u>大阪港湾局</u> 大阪市 (年度・年月日) <u>令和 年度</u> <u>令和 年 月 日</u> [<u>大阪港湾局</u> 記載欄] <u>責任者</u>	組織改正
	全ての提出様式	受注者 所在地 商号または名称 代表者名 (印) <u>主任技術者</u> (印)	<u>受注者の押印欄の削除</u> 受注者 所在地 商号または名称 代表者名 <u>責任者</u>	改訂
	3. 施工時の提出書類	10 <u>安全訓練実施報告書</u> 様式 <u>3-10</u>	10 <u>安全ミーティング実施報告書</u> 様式 <u>自由</u>	改訂
	4. 完成時の提出書類	(様式なし)	<u>2 修繕部分完成通知書</u>	追加
	4. 完成時の提出書類	10 修繕写真帳(ネガフィルム共)	10 修繕写真帳(ネガフィルム、 <u>電子データ</u> 共)	改訂
	4. 完成時の提出書類	11 完成図書(取扱説明書含む) 提出部数 <u>4</u>	11 完成図書(取扱説明書含む) 提出部数 <u>別</u>	改訂
	(参考)その他修繕書類	(様式なし)	(参考)その他修繕資料 表5-1 塗料の規格 表5-2 標準塗装仕様-A 表5-3 標準塗装仕様-B 表5-4 配管の種類 表5-5 防食陽極板形状寸法(修繕) 表5-6 防食アルミニウム陽極板形状寸法(製造) 表5-7 予備品表	追加